〈別記２〉

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

（認定・認証制度の適用）

第１　個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

（情報へのアクセス範囲等）

第２　取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

（再委託先の情報セキュリティ）

第３　再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

（情報セキュリティ事故発生時の対応）

第４　情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

（電子メール利用時の遵守事項）

第５　インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、ＢＣＣで送信すること

（郵便等利用時の遵守事項）

第６　郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

（コンピュータウイルス等の不正プログラム対策）

第７　奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとと

もに、不正アクセスがないか監視すること

２　奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウエアは、常に最新の状態に保つこと

（情報の持ち出し管理）

第８　仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

（契約満了時のデータ消去）

第９　契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

（準拠法・裁判管轄）

第 10　データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

（契約満了時のアカウント削除）

第 11　クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること